

議 長 日程第18「報告第1号専決処分の報告について（松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第1号専決処分の報告について、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。専決処分の理由です。現在、上水道と下水道の国の所管は、上水道は厚生労働省、旧厚生省、下水道は国土交通省、旧建設省でございます。国の機構改革により、令和6年4月1日より上水道の所管が厚生労働省から国土交通省へ移管し、上下水道ともに一元管理されることとなります。これに伴い、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定に基づき、専決処分により条例の改正を行いましたので、本定例会にて報告するものでございます。

2枚おめくりいただき、参考資料、新旧対照表を御覧ください。中段、給水装置の新設等の申込み、第6条の表記を国土交通省令に改めます。また、下段、給水装置の基準違反に対する装置、36条と、裏面を御覧ください。過料、第40条につきましても、同様に改めるものでございます。

恐れ入ります、3枚目、3ページ目の議案本文を御覧ください。附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。